

交野市中小企業者等事業継続支援金（新型コロナウイルス感染症関連）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けながらも、事業の継続に努める中小企業者等に対し、交野市中小企業者等事業継続支援金（以下、「支援金」という）を交付することで、事業の経営安定に資することを目的とする。

（交付対象者）

第2条 支援金の交付対象者となる者は、交野市内に主たる事業所を有する個人または、市内に本店を有する法人であって、現に事業を継続しており、次の各号に掲げるいずれかの融資（以下、「対象融資等」という）を受けた者とする。

（1）中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定による認定を受け、令和2年度大阪府中小企業融資制度要綱第3条中「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」または「新型コロナウイルス感染症対応資金」により受ける融資（以下、「セーフティネット保証4号融資」という）

（2）中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の規定による認定を受け、令和2年度大阪府中小企業融資制度要綱第3条中「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」または「新型コロナウイルス感染症対応資金」により受ける融資（以下、「セーフティネット保証5号融資」という）

（3）中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定による認定を受け、令和2年度大阪府中小企業融資制度要綱第3条中「経営安定資金（危機関連）」により受ける融資（以下、「危機関連保証融資」という）

（4）株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫による、新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策マル経融資、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経融資、衛生環境激変対策特別貸付、セーフティネット貸付

（5）その他、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が利用できる制度融資で、市長が特に認めるもの

2 前項に規定にかかわらず、次に掲げる中小企業者等には、支援金の交付はしないものとする。

（1）市税を滞納しているもの。ただしやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(2) 次のいずれかに該当するもの

- ア 暴力団（交野市暴力団排除条例（平成24年12月27日交野市条例第31号。以下「条例」という）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団密接関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係をいう。）

(支援金の額)

第3条 給付金の額は、一事業者あたり10万円とする。

(支援金の交付の申請等)

第4条 交付対象者は、対象融資等を受けたときは、市長に対し、支援金の交付申請および請求（以下、「申請等」という）をすることができる。

- 2 申請等は、令和3年7月30日までに交野市中小企業者等事業継続支援金（新型コロナウイルス感染症関連）交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下、「申請書」という）により行わなければならない。
- 3 前項の規定による申請は、1事業者につき1回かぎりとする。
- 4 申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - (1) 第2条第1項各号に掲げる対象融資等を受けたことを証する書類の写し
 - (2) 市内に主たる事業所を有すること証する書類の写し、法人にあっては市内に本店を有することを証する書類の写し
 - (3) 申請書に記載された振込先に係る事項が確認できる通帳その他の書類等の写し
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
- 5 市長は、支援金の適正な交付のために必要があると認めるときは、申請者の不利益とならない範囲内において、申請等の内容に修正を加えることができるものとする。
- 6 第2項および第3項の規定に関わらず、市長は申請書に記載すべき事項および添付すべき書類のうち、申請者の性質上、特に必要がないと認めるものについては、その必要がないと認める事項の記載及び書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定等)

第5条 市長は、支援金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審

査及び必要に応じて行う調査等により、その交付の可否を決定し、交野市中小企業者等事業継続支援金（新型コロナウイルス感染症関連）交付決定通知書（様式第2号）または、交野市中小企業者等事業継続支援金（新型コロナウイルス感染症関連）不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定をするに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 報告をもとめ、または市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると市長が認めたときは、これらに協力すること。
 - (2) この要綱を遵守すること
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

（支援金の交付）

第6条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を行った場合には、交付決定を行った日から30日以内に支援金を交付するものとする。

（申請の取り下げ）

- 第7条 申請者は、第5条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、申請を取り下げることができる。
- 2 前項の申請取り下げは、交野市中小企業者等事業継続支援金（新型コロナウイルス感染症関連）交付申請書兼請求取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行われなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受け、または交付を受けようとしたとき。
 - (2) この要綱に違反したとき
 - (3) その他市長が不適正と認めるとき
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消を行ったときは、その旨を交野市中小企業者等事業継続支援金（新型コロナウイルス感染症関連）交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定に係る申請者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 申請者は第7条の規定による申請の取下げを行ったとき、または第8

条の規定による交付決定の取消しが行われた場合で、すでに支援金を受給している場合は、交野市中小企業者等事業継続支援金（新型コロナウイルス感染症関連）返還通知書（様式第6号）により、交付対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

（加算金）

第10条 返還通知を受けた者は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還通知に係る額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただしやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月5日から施行する。